

コスタリカ共和国  
商標その他の識別標章に関する法律  
法律第 7978 号：2008 年 3 月 28 日法律第 8632 号により改正

目次

第 1 編 一般規定

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 2 編 商標

第 1 章 商標全般

第 3 条 商標を構成することができる標章

第 4 条 商標登録から生じる権利の取得の主張

第 5 条 優先権

第 6 条 共有権

第 7 条 固有の理由により認められない商標

第 8 条 第三者の権利を理由として認められない商標

第 2 章 商標登録の手続

第 9 条 登録出願

第 10 条 出願の手続のための受理

第 11 条 出願の補正及び分割

第 12 条 出願の取下げ

第 13 条 方式審査

第 14 条 実体審査

第 15 条 出願の公告

第 16 条 登録に対する異議申立

第 17 条 未登録商標に基づく異議申立

第 18 条 決定

第 19 条 登録証

第 3 章 存続期間，更新及び訂正

第 20 条 存続期間及び更新

第 21 条 登録更新の手続

第 22 条 更新時の訂正

第 23 条 登録の訂正及び限定

第 24 条 登録の分割

第 4 章 登録に関する権利，義務及び制限

- 第 25 条 登録によって付与される権利
- 第 26 条 標章に係る権利の制限
- 第 27 条 権利の消尽
- 第 28 条 複合標章中の保護されない要素
- 第 29 条 会社名としての外国商標の採用
- 第 30 条 商品の原産地の表示

#### 第 5 章 移転及び商標使用のライセンス許諾

- 第 31 条 商標の移転
- 第 32 条 所有者の名称の変更
- 第 33 条 商標の自由な移転
- 第 34 条 会社とともにする商標の移転
- 第 35 条 商標使用のライセンス許諾

#### 第 6 章 商標登録の終了

- 第 36 条 品質管理
- 第 37 条 登録の無効
- 第 38 条 標章が広まったことを理由とする取消し
- 第 39 条 不使用に起因する商標登録の取消し
- 第 40 条 商標使用の定義
- 第 41 条 商標使用に関する規定
- 第 42 条 商標使用の証拠
- 第 43 条 所有者の請求による登録の放棄

#### 第 3 編 周知商標

- 第 44 条 周知商標の保護
- 第 45 条 周知性を認める基準

#### 第 4 編 団体商標

- 第 46 条 適用規定
- 第 47 条 団体商標の登録出願
- 第 48 条 団体商標の出願の審査
- 第 49 条 団体商標の登録及び公告
- 第 50 条 団体商標の使用規約に対する変更
- 第 51 条 団体商標のライセンス
- 第 52 条 団体商標の使用
- 第 53 条 団体商標の登録の無効

#### 第 5 編 証明商標

- 第 54 条 適用規定
- 第 55 条 証明商標の所有権

- 第 56 条 登録手続
- 第 57 条 存続期間
- 第 58 条 証明商標の使用
- 第 59 条 証明商標に関する負担及び移転
- 第 60 条 失効した証明商標に関する留保

- 第 6 編 商業広告の表現又は標章
- 第 61 条 標章に関する規定の適用
- 第 62 条 登録に関する禁止事項
- 第 63 条 保護の範囲

## 第 7 編 商号及び記章

- 第 1 章 商号
- 第 64 条 商号に係る権利の取得
- 第 65 条 認められない商号
- 第 66 条 商号の保護
- 第 67 条 商号の登録
- 第 68 条 商号の登録の手続
- 第 69 条 商号の移転

- 第 2 章 記章
- 第 70 条 記章の保護

## 第 8 編 地理的表示全般

- 第 1 章 地理的表示全般
- 第 71 条 地理的表示の使用
- 第 72 条 広告の使用
- 第 73 条 商人に関する表示

- 第 2 章 原産地名称及び地理的表示
- 第 74 条 原産地名称及び地理的表示の登録
- 第 75 条 登録に関する禁止事項
- 第 76 条 登録出願
- 第 77 条 登録手続
- 第 78 条 登録の付与
- 第 79 条 存続期間及び訂正
- 第 80 条 原産地名称又は地理的表示を使用する権利
- 第 81 条 登録の取消し

## 第9編 共通規則

### 第1章 手続

#### 第82条 代理

#### 第82条の2 知的財産に関する委任状

#### 第83条 請求の併合

#### 第84条 無効の宣言の効果

#### 第85条 放棄

### 第2章 登録簿及び公告

#### 第86条 決定の記録及び公告

#### 第87条 登録簿の閲覧

#### 第88条 ファイルの閲覧

### 第3章 分類

#### 第89条 商品及び役務の分類

#### 第90条 図形要素の分類

## 第10編 登録局

#### 第91条 登録局の権限

#### 第92条 登録官の職務

#### 第93条 登録局の書類の利用

#### 第94条 手数料

#### 第95条 手数料として受領される金額の使用

## 第11編 最終及び経過規定

#### 第96条 規則

#### 経過規定1 係属中の商標出願

#### 経過規定2 既存の登録

#### 経過規定3 提起された訴訟手続

#### 経過規定4 第89条の文書

## 第1編 一般規定

### 第1条 目的

本法の目的は、商標その他の識別標章の所有者の合法的な権利及び利益を効果的に保護すること並びに不正競争行為が消費者の合法的な権利及び利益に及ぼし得る間接的な影響を防止することである。本法は、また、社会的及び経済的幸福並びに権利と義務との間の均衡を促すことにより、技術知識の生産者及び使用者にとって相互利益となる、技術革新並びに技術の移転及び普及の促進に資することを目的とする。

本法はさらに、既存の国際条約に定められた義務の有効な適用を保証するために必要な手続を、かかる明示的な手続が当該条約にない場合であっても、必要な場合は、前記条約に違反せず、適合するすべての事項に関して策定する。

### 第2条 定義

本法の適用上、次の概念が定義される。

人：自然人又は法人

商標：十分な識別性を有し又は同一の種類若しくは類の商品若しくは役務と比較して、標章が適用される商品若しくは役務を特定することが可能とみなされることを理由として、ある者の商品又は役務を他人の商品又は役務から識別することを可能にする標章又は標章の組合せ

団体商標：所有者が、所有者によって商標を使用することを許諾された者をまとめる団体である標章又は標章の組合せ

証明商標：特性又は品質が商標の所有者によって検査され、証明された製品又は役務に適用される標章又は標章の組合せ

商号：所与の会社又は事業所を特定し、識別する名称的又は混合標章

記章：会社又は事業所を特定し、識別する図形的標章

識別標章：商標、商号又は記章からなる標章

周知標章：国際取引、関連する分野の公衆又は業界において知られている標章又は標章の組合せ

商業広告の表現又は標章：字幕、告知、標語、句、単語の組合せ、デザイン、録音又はその他の類似の媒体。ただし、独創的、特徴的であり、所与の商品、役務、会社、事業所又は商業施設に関して消費者又は使用者の注意を引くために使用されることを条件とする。

原産地名称：品質又は特性が、自然的及び人的要因を含め、地理的環境に専ら起因する商品を、国の領域、当該領域の地域又は地方を原産地とするものと指定するために使用される

国、地域又は地方の地理的名称、呼称、表現、画像又は標章

地理的表示：商品を、国の領域又は当該領域内の地域若しくは地方を原産地を特定する表示であって、商品の所与の品質、評判又はその他の特性が当該原産地に本質的に帰せられる表示。標章又は標章の組合せは、如何なる形態でも、地理的表示を構成することが可能である。

知的財産権登録局(以降では登録局)：国家登録局に付属する、知的財産権の付与及び登録について権限のある国内行政部門

## 第2編 商標

### 第1章 商標全般

#### 第3条 商標を構成することができる標章

標章とは、一般に、商品又は役務を識別することが可能な標章又は標章の組合せ、特に単語又は単語の群(人名を含む)、文字、数字、図形要素、図形、モノグラム、肖像、ラベル、紋章、スタンプ、ステッカー、ロゴ、線又は境界線、色彩の組合せ及び配置並びに音を指し、同様に、標章は、製品の形態、体裁若しくは包装、その包装材料若しくはカバー又は対応する商品若しくは役務を頒布するための経路若しくは販路からなることができる。

本法に含まれる地理的表示に関する規定を害することなく、標章は、国内又は外国の地理的名称に言及することができる。ただし、当該標章が十分な識別性を有し、かつ、その使用が、当該標章が使用又は適用される商品又は役務の原産地、出所及び品質又は特性に関して混同を生じる虞がないことを条件とする。

標章が適用される商品又は役務の性質は、如何なる事情の下でも、その登録に対する障害とはならない。

#### 第4条 商標登録から生じる権利の取得の主張

商標登録を受ける権利の主張は、次の規則による。

(a) 標章を最先の日付から公正に取引上使用している者は、優先的に登録を受けることができる。ただし、当該使用が3月を超えて持続していること又は最先の日付が主張されていることを条件とする。

(b) 標章が取引上使用されておらず又は3月未満使用されている場合は、登録は、対応する出願を最初に提出した者又は最先の日付の優先権を主張した者に付与される。ただし、その者が所定の要件を満たすことを条件とする。

2以上の出願が提出された際の権利主張に関して生じた疑義は、各出願の出願日時に従って解決される。

商品又は役務を市販するための標章の使用及び登録は、任意とする。

#### 第5条 優先権

工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国若しくは商標登録出願の目的で同盟国の何れかの国籍を有する者に相互主義を認める他国において商標登録出願を正規に提出した者又は、これらの国の何れかに住所若しくは現実かつ真正の営業所を有する者及び当該者の権利承継人は、コスタリカにおいて、同一の商品又は役務について、当該商標の1又は複数の登録出願を提出する優先権を享受する。

優先権は、優先権出願の翌日から6月間持続する。既に提出され、優先権を主張する商標登録出願は、優先期間中に発生した出願人自身又は第三者に起因する行為により拒絶、無効又は取消されることはない。当該行為は、当該商標に係る第三者の権利の取得を生じさせない。

優先権は、明示的な陳述により主張され、これは、登録出願とともに又は出願日から2月の期間内に行う。出願の提出時又はその後3月以内に、優先権出願の認証謄本を、前記出願を

受領した登録局の認可証とともに添付する。当該書類については、この認証要件は免除され、当該書類には、場合に応じて、対応する翻訳文を添付する。

単一の出願で、2以上の異なる本国官庁を有する複数の又は部分的な優先権を主張することができる。この場合は、優先期間は、最先の優先日から開始する。

優先権は、登録局に提出された先の出願を基礎とすることができる。ただし、当該出願が先の優先権を主張しないことを条件とする。優先権の利益を受けて出願された登録の付与は、両方に共通する要素に関して先の出願の効果の停止につながる。本条に規定する期間及び条件は、適宜、適用される。

## 第6条 共有権

登録目的での出願の共有権は、別段の合意がない場合、次の規則による。

- (a) 係属中に出願の補正、限定又は取下げは、共同で行う。
  - (b) 各共有者は、出願又は登録の対象である識別標章を自ら使用することができるが、標章を実施若しくは使用しない又はその使用のライセンスを付与していない共有者に公正な補償を提供する。合意されない場合は、補償は、管轄裁判所によって定められる。
  - (c) 出願又は登録は、共同合意によって移転することができるが、各共有者は、その持分を別個に移転することができる。他の共有者は、共有者が他の共有者に対し、その持分を移転する意思を通知した日から3月の期間、先買権を享受する。
  - (d) 各共有者は、第三者に対し、出願又は登録の対象である識別標章の使用の非排他的ライセンスを付与することができるが、標章を使用しない又はその使用のライセンスを付与していない共有者に公正な補償を支払う。合意されない場合は、補償は、管轄裁判所によって定められる。
  - (e) 実施又は使用の排他的ライセンスは、共同合意によってのみ付与することができる。
  - (f) 登録の全部又は一部の放棄、限定又は自発的な取消しは、共同合意によって行う。
  - (g) 共有者は、他の共有者に対し、他の共有者の利益のために出願又は登録のその持分を放棄する旨を通知することができる。この場合は、共有者は、放棄が対応する登録簿に記録された時点又は出願の場合は、放棄を登録局に通知した時点から、他の共有者に対して如何なる義務も負わない。放棄された持分は、残りの共有者間で、出願又は登録に係るその権利に比例して分割される。
  - (h) 共有者は、権利の侵害に係る対応する手続を提起することができる。
- 本条の対象とならない場合には、共有権に関する慣習法が適用される。

## 第7条 固有の理由により認められない商標

次の何れかの特徴を有する標章は、商標として登録することができない。

- (a) それが適用される商品若しくは包装材料の通常若しくは共通の形態又は当該商品若しくは役務の性質によって必要である若しくは課される形態を有すること
- (b) それが適用される商品又は役務に機能的又は技術的利点を付与する形態を有すること
- (c) 専ら、国の日常言語又は商慣習において、それが適用される商品又は役務の共通又は通常の名称である標章又は表示であること
- (d) 取引上、それが適用される商品又は役務の特性を修飾又は説明するために用いることができる標章又は表示のみからなること

- (e) 単純な色彩そのものからなること
  - (f) 文字又は数字そのものからなること。ただし、当該文字又は数字が特別かつ識別性を有する方法により提示されている場合を除く。
  - (g) それが適用される商品又は役務に関して識別性が不十分
  - (h) 公の秩序又は道徳に反すること
  - (i) 何れかの国又は国際機関の人物、思想、宗教又は国の象徴を侮辱又は嘲笑する要素を含むこと
  - (j) 当該商品又は役務の地理的原産地、性質、製造方法、品質、使用若しくは消費への適合性、数量又はその他の特性に関して誤認させる又は混同を引き起こす虞があること
  - (k) 登録が満了若しくはその満了後6月の猶予期間中に更新されなかった又はその所有者の請求により取り消された商標と同一又は類似の標章であって混同を引き起こす標章を、同一の商品若しくは役務又はその性質故に、それと関連があるその他のものに取引上使用すること。ただし、満了又は取消しから(団体商標の場合は、取消しから)1年から3年が経過していないことを条件とする。この禁止事項は、登録を出願する者が満了した若しくは取り消された登録の所有者又はその権利承継人と同一である場合には適用されない。
  - (l) 第3条第2段落の要件を満たさない地理的表示からなること
  - (m) 何れかの国家又は国際機関の紋章、旗章若しくはその他の記章、ロゴ、名称又は略称の全部又は一部を、当該国家又は機関の権限のある当局の許諾なしに複製又は模倣していること
  - (n) 国家又は公的機関が採用する監督用又は証明用の公の標章の全部又は一部を、当該国家の権限のある当局の許諾なしに複製又は模倣していること
  - (o) 何れかの国の領域内で法定通貨の地位を有する硬貨若しくは紙幣、証券若しくはその他の商業書類、印章、切手又は納税印紙全般を複製していること
  - (p) 対応する商品又は役務に関して賞を受けたことを示すメダル、賞品、賞状又はその他の要素を含み又は複製していること。ただし、当該賞が登録出願人又はその代理人に実際に付与されており、出願の時点で証明することができる場合を除く。
  - (q) コスタリカ又は植物品種の保護に関する条約若しくは協定が締結されている外国において保護されている植物品種の名称からなること
  - (r) 第60条に規定する禁止事項に該当すること
- 商標が一連の要素から構成されるラベル又はその他の標章からなり、商品又は役務の名称を記述している場合は、登録は、当該商品又は役務についてのみ付与される。

#### **第8条 第三者の権利を理由として認められない商標**

標章は、これが第三者の権利に影響を及ぼす場合、とりわけ、次の場合は、商標として登録することができない。

- (a) 標章が、先の日付で第三者によって登録され又は登録中であり、同一の商品又は役務及びそれに関連するその他のものを識別する商標、地理的表示又は原産地名称と同一又は類似しており、これが一般消費者の間に混同を引き起こす虞がある場合
- (b) 標章が、先の日付で第三者によって登録され又は登録中である先の標章、地理的表示若しくは原産地名称と同一又は類似であり、先の標章、地理的表示若しくは原産地名称と同一の商品若しくは役務又は異なるが、先の標章、地理的表示若しくは原産地名称によって識別

される商品及び役務を連想させる虞がある商品及び役務での使用が混同を引き起こす虞がある場合

(c) 標章が、先の日付から、第17条に従って、その登録を受けることにつき、より優位な権利を有する第三者によって、同一の商品若しくは役務に又は先の標章、地理的表示若しくは原産地名称によって識別される商品若しくは役務を連想させる虞がある商品若しくは役務に使用されている標章、地理的表示又は原産地名称と同一又は類似していることを理由として、標章の使用が混同を生じる虞がある場合

(d) 標章が先の日付から第三者によって国内で使用されている商号又は記章と同一又は類似していることを理由として、標章の使用が混同を生じる虞がある場合

(e) 標章が、パリ条約の締約国において、関連する部門の公衆によって、関連する業界において又は国際取引において周知である識別標章であって、当該標章が適用される商品又は役務に拘らず、第三者に属するものの全部又は一部の複製、模倣、翻訳又は転写を構成し、その使用が混同させる虞がある又はこの第三者との連想の危険若しくは標章の評判からの不当な利益につながる場合

(f) 標章の使用が第三者の人格に付随する権利、特に登録を出願する者とは異なる者の所与の名称、署名、称号、愛称、雅号、画像又は肖像に関するものに影響を及ぼす場合。ただし、出願人がその者の同意を得ていることを証明することができる場合はこの限りでなく又はその者が死亡している場合は、その者は、死亡者の相続人であると法的に宣言されている者の同意を得なければならない。同意が国外で与えられた場合は、その真正性を証明し、それぞれのコスタリカ領事による認証を受ける。

(g) 標章の使用が地方、地域又は国民の共同体の名称、印象又は名声に対する権利に影響を及ぼす場合。ただし、当該共同体の権限のある当局がその明示的な同意を与えたことの証拠が提供された場合はこの限りでない。

(h) 標章の使用が保護された原産地名称と混同される虞がある場合

(i) 標章が、先の日付からの保護された証明商標の全部又は一部の複製又は模倣を構成する場合

(j) 標章が第三者の著作権又は知的財産権を侵害する虞がある場合

(k) 標章の登録が、不正競争行為を犯し又は強化するために求められた場合

## 第2章 商標登録の手続

### 第9条 登録出願

商標登録出願は、次の事項を含めて登録局に提出しなければならない。

- (a) 出願人の名称及び宛先
- (b) 法人の場合は、出願人の設立地及び本拠地
- (c) 該当する場合は、法定代理人の名称
- (d) 出願人が国内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有さない場合は、国内の代理人の名称及び宛先
- (e) グラフィック、形態又は特別な色彩を含まない文字標章の場合は、出願された当該標章
- (f) 特別なグラフィック、形態若しくは色彩を含む文字標章又は色彩を含む若しくは含まない図形的、混合若しくは立体標章の場合は、本法に基づく規則によって決定された部数の標章の複製
- (g) 標章がスペイン語以外の言語で意味を有する単語構成要素から構成される場合は、標章の翻字
- (h) 標章が使用される又は使用される予定の商品又は役務の名称の一覧であって、商品及び役務のニース国際分類に従って類ごとにまとめ、類の番号を表示したもの
- (i) 適宜、第7条(m)、(n)及び(p)並びに第8条(f)及び(g)に規定する場合に必要な書類又は許諾
- (j) 所定の基本手数料の納付の証拠

出願人は、自ら、弁護士若しくは公証人の助けを借りて又は代理人を通じて、登録局に出願することができる。代理人が出願を処理する場合は、代理人は、第82条の2の要件に従って、対応する委任状を提出する。前記委任状に関する登録が登録局において行われる場合は、登録には、商標ファイル、その番号及び委任状に係る出願又は登録番号を表示する。代理人は、最初に付与された権限の限度まで行為することができる。

出願人が先の出願の優先権を主張することを望む場合は、出願人は、登録出願とともに、所定の期間内に、優先権の宣言及び第5条第3段落及び第4段落にいう書類を提出する。

優先権の宣言には、次の情報を含める。

- (a) 優先権出願が提出された国又は地域官庁の名称
- (b) 優先権出願の出願日
- (c) 番号が割り当てられた場合は、優先権出願の番号

### 第10条 出願の手続のための受理

登録局は、登録出願に出願日時を割り当て、出願が次の要件を満たす場合は、それを手続のために受理する。

- (a) 出願人を特定することを可能にする表示を含むこと
- (b) 国内の宛先を表示し又は代表者を選任すること
- (c) 出願された商標を示し又はグラフィック若しくは特別な形態若しくは色彩を含む文字標章又は色彩を含む若しくは含まない図形的、混合若しくは立体標章の場合は、標章の複製を含むこと
- (d) 標章が使用される又は使用される予定の商品又は役務の名称を含み、かつ、類を表示す

ること

(e) 基本手数料の全額納付の証拠を含むこと

### 第 11 条 出願の補正及び分割

出願人は、手続中はいつでも、その出願を補正又は修正することができる。補正又は修正は、標章に対する要旨変更又は当初の出願において提出された商品若しくは役務の一覧の拡大を伴う場合は、認められない。ただし、一覧は、短縮又は限定することができる。

出願人は、手続中はいつでも、原出願からの一覧に含まれる商品又は役務を 2 以上の出願に分けることを目的として、その出願を分割することができる。分割は、原出願において提出された商品又は役務の一覧の拡大を伴う場合は、認められないが、一覧は、短縮又は限定することができる。各分割出願は、原出願の出願日及び適宜、優先権を保持する。

出願の補正、修正又は分割は、所定の手数料の納付を条件とする。

### 第 12 条 出願の取下げ

出願人は、手続中はいつでも、その出願を取り下げることができる。出願を取り下げた場合は、出願人は、納付した手数料の払戻を受ける権利を有さない。

### 第 13 条 方式審査

登録局は、出願の受領日から 15 就業日の期間内に、出願が第 9 条及び対応する規定に定める要件を満たすか否かを審査しなければならない。

第 9 条又は対応する規定に掲げる要件の何れかが遵守されない場合は、登録局は、出願人に通知して、出願人が当該通知から 15 就業日の期間内に誤り又は脱漏を補正することができるようにする。補正しない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

### 第 14 条 実体審査

登録局は、標章が第 7 条及び第 8 条に規定する禁止事項の何れかの対象であるか否かを確認する。

標章が上述の禁止事項の何れかの対象である場合は、登録局は、登録を妨げる理由を表示して、出願人に通知し、出願人に対し、応答するために対応する通知から 30 就業日の期間を与える。この期間が出願人からの応答なしに経過した場合又は出願人が応答したが、提起された拒絶理由が依然として存続すると登録局が考える場合は、登録は、理由を付した決定により拒絶される。

### 第 15 条 出願の公告

第 13 条及び第 14 条に規定する審査が実施されたときは、登録局は、出願人の費用負担で 3 回、官報に公告される。通知を受けてから 15 日以内に掲載される。

公告される告示には、次の事項を含める。

- (a) 出願人の名称及び宛先
- (b) 該当する場合は、代表者又は代理人の名称
- (c) 出願日
- (d) 出願番号

(e) 出願された標章

(f) 標章が適用される予定の商品又は役務及び対応する類の一覧

#### **第 16 条 登録に対する異議申立**

利害関係人は、出願を公表する最初の公告から 2 月の期間内に、商標登録に対する異議申立を提出することができる。異議申立は、事実上及び法律上の理由とともに提出し、入手可能な関連する証拠を添付する。

証拠が異議申立とともに提出されない場合は、証拠は、異議申立の提出日後 30 暦日の期間内に提出する。

異議申立は、出願人に通知され、出願人は、通知日から 2 月以内に応答する。この期間が満了したときは、登録局は、異議申立に対する応答がなかった場合であっても、出願について決定する。

#### **第 17 条 未登録商標に基づく異議申立**

商標の先使用に対する裏付けがある異議申立は、登録に異議を申し立てる者が登録局に対し、使用されている標章が登録出願されていることを証明できない場合は、不受理と宣言される。登録局は、異議申立の主題を成す登録出願及び使用されている標章の登録出願に関するファイルを、それらについての見解と共に包袋する。

登録に異議を申し立てる者は、出願から 15 日以内に異議申立を提出する。登録に異議を申し立てる者による標章の先使用が証明され、本法に規定する商標登録要件が満たされている場合は、登録が付与される。登録は、混同を生じる虞がある標章についても付与することができる。この場合は、登録局は、標章の各々を使用することができる商品及び役務の一覧を限定又は減縮し、混同の危険を回避するために必要である場合は、その使用に関する他の条件を定めることができる。

#### **第 18 条 決定**

1 又は複数の異議申立が出された場合は、異議申立は併合され、出願の主要な特徴とともに、単一の行為で、理由を付した決定により解決される。

出願された登録の完全な拒絶が正当化されない場合又は提出された異議申立が限定され、両方の標章の共存が混同を生じる虞がない場合は、登録は、出願に表示された商品若しくは役務の何れかについてのみ付与し又は特定の商品若しくは役務について明示的な限定を付して付与することができる。

商標登録は、第 39 条第 2 段落に規定する防御が援用され、十分な根拠があることが判明した場合は、先の登録の存在を理由として拒絶されない。

異議申立が所定の期間内に提出されない場合は、登録局は、標章を登録する。

#### **第 19 条 登録証**

登録局は、所有者に対し、対応する登録に含まれる情報及び規制規定によって要求される情報を含む商標登録証を送付する。

### 第3章 存続期間，更新及び訂正

#### 第20条 存続期間及び更新

標章の登録は，その付与日から10年の期間有効とする。標章は，従前の満了日からさらに10年の期間，無期限に更新することができる。

#### 第21条 登録更新の手続

登録は，登録局に対し，対応する請求を提出することにより更新され，当該請求には，次の事項を含める。

(a) 所有者の名称及び宛先

(b) 更新される登録の番号

(c) 該当する場合は，国内の代理人の名称及び宛先。ただし，代理人が更新中の登録又は従前の更新のために選任された者とは異なる場合において，これが代理人を認定するために必要であるときに限る。代理人が同一である場合は，ファイル，標章の名称及び委任状が見つかる出願又は登録の番号を表示することが必要である。

(d) 更新中の登録の対象となる商品又は役務を減縮又は限定することを目的とする場合は，求められた減縮又は限定に従う商品又は役務の一覧。商品又は役務は，商品及び役務の国際分類に従って類ごとにまとめ，各類の番号を表示する。

(e) 所定の手数料の納付の証拠

更新請求は，登録商標にのみ行うことができ，更新中の登録の満了日の前1年間に提出する。当該請求は，満了日後6月の猶予期間中に提出することもできる。ただし，この場合は，対応する更新手数料に加えて，所与の割増手数料を納付しなければならない。登録は，猶予期間中，完全に有効である。

商標登録の更新は，猶予期間中に更新が請求された場合であっても，従前の登録の満了日から有効とする。

第1段落及び第2段落に規定する要件が満たされたときは，登録局は，さらなる手続なしに更新を記録する。更新は，実体審査又は公告を生じさせない。

#### 第22条 更新時の訂正

更新には，標章に対する変更又は登録の対象となる商品若しくは役務の一覧の拡大を含めることはできない。

更新の登録には，標章によって識別される商品又は役務の一覧に課された減縮又は限定を表示する。

#### 第23条 登録の訂正及び限定

登録の所有者は，いつでも，誤りを訂正するためにその登録を訂正するよう請求することができる。訂正は，標章に対する要旨変更又は登録の対象となる商品若しくは役務の一覧の拡大を伴う場合は，認められない。

登録の所有者は，いつでも，その登録の対象となる商品又は役務の一覧の減縮又は限定を請求することができる。第三者に関して標章に関する権利の登録がある場合は，減縮又は限定に限り，当該第三者による，公証人の面前で署名された，一覧が減縮又は限定されることを

承知している旨の陳述書の提出を条件として，登録される。  
登録の訂正，減縮又は限定の請求には，所定の手数料を条件とする。

#### **第 24 条 登録の分割**

登録の所有者は，いつでも，最初の登録に列挙された商品又は役務を 2 以上の登録に分けることを目的として，商標登録の分割を請求することができる。各分割登録は，最初の登録日を保持する。

分割請求は，所定の手数料の納付を条件とする。

## 第4章 登録に関する権利、義務及び制限

### 第25条 登録によって付与される権利

登録商標の所有者は、第三者がその同意なしに、標章について登録されたものと同一又は類似の商品又は役務に、地理的表示及び原産地名称を含む同一又は類似の標章を取引上の使用が混同の虞を生じさせる場合は、当該使用を阻止する排他権を享受する。同一の商品又は役務に、地理的表示及び原産地名称を含む同一の標章が使用される場合は、混同の虞があると推定される。商標登録は、所有者又はその正当な権利主張者に対し、その同意なしに次の何れかの行為を実施する第三者に対して訴訟を提起する権利を付与する。

- (a) 標章が登録されている商品若しくは役務又は標章が登録されている商品若しくは役務に関連する商品、当該商品の包装材料、封筒、包装若しくは外装に標章又は同一若しくは類似の識別標章を適用し又は付すこと
- (b) 標章を前号にいう商品又は役務に適用し又は付した後に、当該標章を商業目的で削除又は変更すること
- (c) 標章を複製した又は含むラベル、包装、梱包、包装材料又はその他の類似の材料を生産すること及び当該材料を市販又は保持すること
- (d) 商業目的で、標章によって特定される包装材料、包装又は梱包を充填又は再利用すること
- (e) 商品又は役務に標章と同一又は類似の標章を取引上使用し、当該使用が登録の所有者との混同又は連想の危険を生じる虞がある場合
- (f) 商品又は役務に標章と同一又は類似の標章を取引上使用し、当該使用が、標章の識別性若しくは商業的価値を減じることによって又は標章の評判若しくはその使用のために築かれた顧客基盤を不当に利用することによって、登録の所有者又は正当な権利主張者に不当な経済的又は商業的損害を引き起こす虞がある場合

本法の適用上、国内外を問わず、標章を取引上使用する行為は、とりわけ、次の使用によって定義される。

- (a) 標章を付した商品又は役務を、前記標章によって決定された状況において、取引に導入し、販売し、販売の申出をし又は頒布すること
- (b) 標章を付した商品を輸入し、輸出し、保管し又は輸送すること
- (c) 広告に関する適用規則を害することなく、広告、刊行物、事業書類及び書面又は口頭による伝達において標章を使用すること

### 第26条 標章に係る権利の制限

商標登録は、第三者が次のものを商品又は役務に関して取引上使用することを阻止する権利を付与するものではない。

- (a) その名称若しくは宛先又はその事業所の名称若しくは宛先
- (b) その商品又は役務の特性に関する表示又は情報、とりわけ、数量、品質、使用、地理的  
原産地又は価格に言及するもの
- (c) その商品又は役務の入手可能性、使用、適用又は適合性に関する表示又は情報、特に予備部品又は付属品に関するもの

前号にいう制限は、使用が善意によるものであり、不正競争行為を構成せず、かつ、商品又

は役務が由来する事業に関して混同を生じる虞がないことを条件として適用される。

#### **第 27 条 権利の消尽**

商標登録は、所有者に対し、第三者が国内又は国外で取引に導入されている正当に標章を付した商品に標章を使用することを阻止する権利を与えるものではない。ただし、当該商品及びそれと直接接触している包装材料又は包装が、所有者又はその正当な権利主張者の利益を害する虞がある方法により変更、変化又は損傷を受けていないことを条件とする。

#### **第 28 条 複合標章中の保護されない要素**

商標が一連の要素から構成されるラベル又はその他の標章からなる場合は、保護は、それに含まれる要素であって、取引上日常的又は必然的に使用されているものには及ばない。

#### **第 29 条 会社名としての外国商標の採用**

法人は、第三者に登録された標章を含む事業名又は会社名の使用が混同を引き起こす虞がある場合は、当該名称で会社設立し又は公的登録簿に登録することができない。ただし、前記第三者がその書面による同意を与えた場合はこの限りでない。

#### **第 30 条 商品の原産地の表示**

ラベル表示又は消費者情報に適用される規則を害することなく、国内で市販されるすべての商品には、商品の生産又は製造拠点、生産者又は製造者の名称、前記生産者又は製造者と製品に使用されている標章の所有者との間の関係(これが同一の者でない場合)を明確に表示する。

## 第5章 移転及び商標使用のライセンス許諾

### 第31条 商標の移転

登録又は出願された商標に係る権利は、譲渡又は承継によって移転することができる。移転は、書面で証明され、記録されることで第三者に対して効力を有するようになる。記録は、本法に定める手数料の納付を条件とする。

商標の移転の請求には、下記の(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)にいう情報を含め、(f)、(g)及び(h)にいう書類を添付する。

- (a) 当事者の名称及び宛先
- (b) 標章の表示
- (c) 商標分類の表示
- (d) 標章によって保護される商品又は役務の表示
- (e) 移転契約の価値評価
- (f) 両当事者によって署名された移転書類及び該当する場合は、コスタリカ領事による認証お及び公証を受けた移転書類
- (g) 当事者の何れかの委任状であって、該当する場合は、コスタリカ領事による認証お及び公証を受けたもの。代理人が当事者の何れかの代理として既に行為している場合は、委任状には、既に委任された標章の名称及びそれらの出願番号又は登録番号を添える。
- (h) それぞれの手数料の納付の証拠

### 第32条 所有者の名称の変更

法律に従って名称、商号又は会社名を変更又は修正した者は、登録局に対し、その名称で所有される識別標章の明細の変更又は修正を付記するよう求める。当該変更又は修正の請求には、次の事項を含める。

- (a) 申請人の名称及び宛先
- (b) 標章及び出願番号又は登録番号の表示
- (c) 会社間の名称の変更又は合併が関係するか否かの表示
- (d) 申請人の新たな名称の表示
- (e) 変更から生じる会社の委任状であって、正式に真正と認められ、認証されたもの
- (f) 変更を証明する書類であって、正式に真正と認められ、認証されたもの
- (g) それぞれの手数料の納付の証拠

この変更が審査されたときは、登録局は、関係者に命令を発し、これは、関係者の費用負担で1回に限り、官報に公告される。

当該公告が行われたときは、登録局は、変更又は修正に対応する証明書を発行する。

### 第33条 商標の自由な移転

商標に係る権利は、権利所有者の会社又は会社の持分とは別個に、標章が登録されている商品又は役務の1、複数又はすべてに関して、移転することができる。移転が商品若しくは役務の1又はその一部に限定される場合は、登録が分割され、譲受人のために新たな登録が行われる。

移転及び対応する登録は、権利の所有権の変更が混同の危険を引き起こす虞がある場合は、

無効とされる。

#### **第 34 条 会社とともにする商標の移転**

登録商標の所有者は、商標が属する会社の移転とともに又はそれを伴わずに、商標を移転する権利を有する。

所有者の事業名からなる商標は、前記名称によって特定される会社又は事業所とともにのみ移転することができる。

#### **第 35 条 商標使用のライセンス許諾**

登録又は出願された商標に係る権利の所有者は、使用のライセンスを付与することができる。その有効性、商標に係る各種権利又はその他の目的での当該ライセンスの登録は要件としない。ただし、当該ライセンスは、確実性及び登録の周知の目的で登録することができる。譲受人がその権利を登録することを決定した場合は、求められた登録は、第 94 条に定める手数料の納付を条件とする。

商標使用のライセンスの登録には、第 31 条第 2 段落に定める要件を満たすことに加えて、ライセンスの種類、存続期間及び対象領域に関する情報を含める。

商標使用のライセンスの登録には、両当事者によって署名され、正式に認証されたライセンス許諾書類を添付する。さらに、第 31 条 (b), (c), (g) 及び (h) にいう書類も添付する。

別段の規定がない限り、次の規則がライセンス許諾契約において適用される。

(a) 使用権者は、登録の更新を含め、登録の全期間中、国内領域全体において、標章が登録されているすべての商品及び役務に関して、標章を使用する権利を有する。

(b) 使用権者は、ライセンスを移転し又はサブライセンスを付与することはできない。

(c) 排他的ライセンスが付与された場合は、使用許諾者は、同一の標章又は同一の商品若しくは役務に関して他のライセンスを付与することはできない。また、使用許諾者は、標章を国内で自ら当該商品又は役務に関して使用することもできない。

## 第6章 商標登録の終了

### 第36条 品質管理

適正手続の原則が尊重されることを条件として、正当な利害関係を有する者の請求により、商標登録の所有者の聴聞を条件として、登録局は、適切な品質管理の欠如又はその他のライセンスの不正使用に起因して、一般消費者に深刻な混同、欺瞞又は重大な不利益が発生し又は発生する虞がある場合は、ライセンス許諾契約の登録を無効とし、使用権者が標章を使用することを阻止することができる。

本法に基づく規則は、適正手続を尊重しながら、対応する手続を定める。

### 第37条 登録の無効

適正手続の原則が尊重されることを条件として、正当な利害関係を有する者の請求により又は職権により、登録局は、標章が第7条及び第8条に規定する禁止事項の何れかに違反する場合は、標章の登録を無効にする。

登録局は、無効手続の時点で該当しなくなった理由により、商標登録を無効にすることはできない。無効理由が、標章が登録されている商品又は役務の一部にのみ適用された場合は、無効は、当該商品又は役務にのみ適用され、当該商品又は役務は、標章の登録におけるそれぞれの一覧から削除される。

無効手続は、登録が付与された日から4年後に失効する。

商標登録は、第39条第2段落に規定する防御が援用され、裏付けがある場合は、先の登録を理由として無効にすることができない。

無効請求は、商標登録の侵害手続において、防御又は反訴として提出することができる。

無効の宣言は、純粋に宣言的な性質を有し、善意で取得された権利を害することなく、行為の時点に遡って適用される。

職権により宣言される無効は、1978年5月2日付け法律第6227号行政一般法第173条(1)から(3)までの規定に準拠する。

### 第38条 標章が広まったことを理由とする取消し

正当な利害関係を有する者の請求により、適正手続が尊重されることを条件として、登録局は、所有者が、商標が登録されている商品又は役務の1又は複数の一般名称となる原因となり又はそのことを容認した場合は、商標登録を取り消し又はその範囲を限定することができる。

商標は、業界において及び公衆にとって、それが適用される商品又は役務が由来する企業を表示するものとしてのその識別性を喪失している場合は、一般名称になったものとみなされる。これらの目的で、商標に関して次の事情が該当しなければならない。

- (a) 取引上、商標が適用される商品又は役務を指定するための別の適切な名称がないこと
- (b) 商標が、公衆によって及び業界において、それぞれの商品又は役務の共通又は一般名称として広く使用されていること
- (c) 商標が所与の企業に由来する識別標章として公衆に知られていないこと

### 第 39 条 不使用に起因する商標登録の取消し

利害関係人の請求により、商標登録の所有者を聴聞することを条件として、登録局は、取消手続が提起された日前 5 年間コスタリカにおいて使用されていない商標の登録を取り消す。

取消の請求は、商標登録日から 5 年が経過するまで受け付けない。

商標の不使用に起因する登録の取消しは、登録局による拒絶理由、商標登録に対する第三者による異議申立、商標登録の無効請求又は登録商標の侵害手続に対する防御として請求することができる。そのような場合は、取消しは、登録局によって決定される。

商標使用がそれぞれの登録の付与日から 5 年が経過した後開始された場合は、当該使用は、取消請求が提出された日の少なくとも 3 月前に開始されたときに限り、登録の取消しを阻止する。

不使用が、標章が登録されている商品又は役務の 1 又は一部にのみ影響を及ぼす場合は、登録の取消しは、登録の対象となる商品又は役務の一覧の減縮又は限定の形態をとり、商標が使用されていない商品又は役務を削除する。

### 第 40 条 商標使用の定義

商標は、それが識別する商品又は役務が、市場の規模、関係する商品又は役務の性質及びそれが市販される条件を考慮して、販売が通常行われる数量及び方法により、商標とともに販売に供されている場合は、使用されているとみなされる。

「商標使用」とは、さらに、国内領域からの輸出を目的とする商品に関して又は国内領域から国外に提供される役務とともにそれを利用することと定義される。

登録商標は、登録に記載されている通りに取引上使用されなければならない。ただし、本質的でない又は商標の同一性を変化させない細部又は要素に関してのみ、登録に記載されている方法とは異なる方法による商標の使用は、登録を取り消し又はそれが与える保護を減じる理由を提供するものではない。

使用権者又は商標を使用することを許諾されたその他の者による商標の使用は、商標使用に関するすべての目的で、登録の所有者によって行われたものとみなされる。

### 第 41 条 商標使用に関する規定

商標登録は、不使用の正当な理由がある場合は、当該不使用に起因して取り消すことができない。

不使用の正当な理由とは、商標によって保護される商品又は役務に課された輸入制限又はその他の公式要求など、商標所有者の意思とは無関係に発生し、その使用に対する障害を構成する事情と定義される。

### 第 42 条 商標使用の証拠

商標の使用に関する立証責任は、取消を主張する当事者にある。

商標の使用は、商標が実際に使用されていることを示す法律によって認められたあらゆる証拠手段によって証明される。

### 第 43 条 所有者の請求による登録の放棄

商標登録の所有者は、いつでも、登録局に対し、その登録を取り消すよう請求することがで

きる。取消請求は、第 94 条に定める手数料の納付を条件とする。  
商標に関する第三者の権利が登録されている場合は、取消しは、当該第三者による、公証人の面前で署名され、取消しを承知していることを証明する陳述書の提出後にのみ記録される。

### 第3編 周知商標

#### 第44条 周知商標の保護

第2編の規定は、本編に含まれる特別規定に従うことを条件として、本件に関して周知商標に適用される。

本法は、1999年9月のWIPO及びパリ同盟総会の共同勧告第833号によって定義された周知商標の所有者に対し、無許諾の第三者が商標の評判を不当に利用すること又はその識別性若しくは商業的若しくは広告的価値を減じることを阻止する権利を認める。登録局は、職権により又は利害関係人の請求により、周知商標(登録されているか否かを問わない)の書面による複製、模倣又は翻訳を構成し、同一又は類似の商品に使用される商標又は役務商標であって、混同を生じる虞があるものの登録を拒絶し又は取り消し、使用を禁止することができる。

登録局は、商品又は役務に適用される周知商標(登録されているか否かを問わない)と同一又は類似の商標について、その登録出願人による商標使用が、当該周知商標を使用する者の商品若しくは役務との混同若しくは連想の危険を生じ、当該周知商標の評判を不当に利用し又は当該周知商標との関連性を示唆する虞がある場合及びその使用がその者の利益を害する虞がある場合は、商標として登録することはできない。

第3段落の規定は、出願人が周知商標の所有者である場合には適用されない。

商標の評判を証明するために、すべての証拠手段を使用することができる。

#### 第45条 周知性を認める基準

商標が周知であるか否かを決定するためには、とりわけ、次の基準が考慮される。

- (a) 関連する分野の公衆によって、それが付与された商品又は役務の識別商標として認められている程度
- (b) 商標の普及及び広告又は宣伝の強度及び範囲
- (c) 商標の使用年数及びその継続的な使用
- (d) 商標によって識別される商品の生産及び市場の分析

## 第4編 団体商標

### 第46条 適用規定

第2編の規定は、本編に含まれる特別規定に従うことを条件として、団体商標に適用される。

### 第47条 団体商標の登録出願

団体商標の登録出願には、当該商標が団体商標である旨を表示し、その使用規約3部を添付する。

団体商標の使用規約には、商標が使用される商品又は役務の共通の特性又は品質、商標を使用することができる条件及び取決め並びにそれを使用することを許諾された者を明記する。使用規約には、商標が使用規約に従って使用されることを確保及び監視するために策定された規定も含め、規約が遵守されない場合の罰則も規定する。

### 第48条 団体商標の出願の審査

団体商標の登録出願の審査は、第47条の要件が満たされていることの検証を含む。

### 第49条 団体商標の登録及び公告

団体商標は、商標の使用規約の写しとともに、商標登録簿に記録される。

### 第50条 団体商標の使用規約に対する変更

団体商標の使用規約に対して行われた変更は、その所有者が登録局に伝達し、第94条に定める手数料の納付後に記録される。

### 第51条 団体商標のライセンス

団体商標は、その使用規約に従って当該商標を使用することを許諾された者以外の者に対し、使用のライセンス許諾をすることができない。

### 第52条 団体商標の使用

団体商標の所有者は、商標を自ら使用することができる。ただし、当該商標が、商標の使用規約に従って、許諾された者によって使用されることを条件とする。

許諾された者による団体商標の使用は、所有者によって行われたものとみなされる。

### 第53条 団体商標の登録の無効

利害関係人の請求により、商標登録の所有者を聴聞することを条件として、登録局は、次の何れかの場合は、団体商標の登録を無効にすることができる。

- (a) 標章が第7条又は第8条に違反して登録された場合
- (b) 商標の使用規約が道徳又は公の秩序に反する場合
- (c) 1年を超えて、団体商標がその所有者によってのみ使用されており、商標の使用規約に従って許諾された者によって使用されていない場合
- (d) 団体商標の所有者が、その使用規約の規定に違反する方法により又は商標が使用される

商品若しくは役務の原産地若しくはその他の特性に関して、業界若しくは公衆を誤認させる虞がある方法により、それを使用し又はその使用を許可した場合  
登録局は、商標が第7条又は第47条に違反して登録された場合は、職権により無効を宣言しなければならない。何れの場合も、登録局は、適正手続の原則及び1978年5月2日付け法律第6227号行政一般法第173条(1)から(3)までの規定の適用する。

## 第5編 証明商標

### 第54条 適用規定

第2編の規定は、本編に含まれる特別規定に従うことを条件として、証明商標に適用される。

### 第55条 証明商標の所有権

次の者は、証明商標を所有することができる。民間又は公法上の企業若しくは機関又は国家、地域、国際的な政府機関若しくは準政府機関であり、品質認証活動を行う権限を有するものでなければならない。

### 第56条 登録手続

証明商標の登録出願には、標章の使用規約を添付し、使用規約は、標章の存在によって保証される特性及びその使用の許諾が付与される前後に品質が管理される方法を定める。規約は、当該商品又は役務に応じて、権限のある行政当局によって採用され、標章とともに登録される。

### 第57条 存続期間

証明商標の登録の所有者が政府機関若しくは準政府機関である場合は、登録は、無期限の存続期間を有し、所有者の解散又は消滅とともに失効する。その他の場合は、標章登録は、10年間とし、更新することができる。証明商標の登録は、所有者の請求により、いつでも取り消すことができる。

### 第58条 証明商標の使用

証明商標の所有者は、場合に応じて、その商品又は役務が商標の使用規約に規定する条件を満たす者に対し、標章の使用を許諾する。

証明商標は、所有者自身によって生産、提供又は市販される商品又は役務には使用することができない。

### 第59条 証明商標に関する負担及び移転

証明商標は、担保若しくは負担、差押又はその他の予防若しくは司法的執行措置の対象とすることができない。

証明商標は、登録を所有する主体とともにのみ移転することができる。前記主体が解散又は消滅した場合は、証明商標は、権限のある政府当局による認可を条件として、別の適切な主体に移転することができる。

### 第60条 失効した証明商標に関する留保

登録が取り消され又はその所有者の解散若しくは消滅を理由として使用されなくなった証明商標は、場合に応じて、取消し、解散又は消滅から10年の期間、識別標章として使用又は登録することができない。

## 第6編 商業広告の表現又は標章

### 第61条 標章に関する規定の適用

本編に含まれる規定を除き、本法に含まれる標章に関する規則は、商業広告の表現又は標章に適用される。

### 第62条 登録に関する禁止事項

次の何れかの場合を含む商業広告の表現又は標章は、商標として登録することができない。

(a) 第7条(c), (d), (h), (i), (j), (l), (m), (n), (o)又は(p)に定める禁止事項の何れかの対象となるもの

(b) 第三者によって既に登録され、出願され又は使用されている別のものと同一又は類似のもの

(c) 正式な許諾なしに、他人の識別標章を含むもの

(d) その取引上の使用が第三者の商品、役務、会社又は事業所に関して混同を引き起こす虞があるもの

(e) 第8条(e), (f), (g), (h), (i), (j)又は(k)に定める禁止事項の何れかの対象となるもの

(f) その取引上の使用が不正競争行為を構成するもの

### 第63条 保護の範囲

商業広告の表現又は標章の登録によって付与される保護は、全体としての表現又は標章を対象とし、別個に考慮されるその部分又は要素には及ばない。

登録されたときは、商業広告の表現又は標章は、無期限に保護を享受する。ただし、その存在は、場合に応じて、当該表現又は標章が言及する商標又は事業名の存続に依存する。

## 第7編 商号及び記章

### 第1章 商号

#### 第64条 商号に係る権利の取得

商号に係る排他権は、その最初の取引上の使用により取得され、それを使用する会社又は事業所の閉鎖とともに終了する。

#### 第65条 認められない商号

商号は、全部又は一部が、道徳及び公の秩序に反する又は業界において若しくは公衆の間で、商号で特定される会社若しくは事業所に関する同一性、性質、活動、事業の部類若しくはその他の事項に関して若しくは会社によって生産若しくは市販される商品若しくは役務の出所である企業、原産地若しくはその他の特性に関して混同を引き起こす虞がある呼称又はその他の標章からなることはできない。

#### 第66条 商号の保護

商号の所有者は、その同意なしに、保護された商号又は類似の識別標章と同一の識別標章を取引上使用する第三者に対して、これが所有者の会社又はその商品若しくは役務との混同又は連想の危険を引き起こす虞がある場合は、訴訟手続を提起する権利を有する。

第26条及び第27条の規定は、適宜、商号に適用される。

#### 第67条 商号の登録

商号の所有者は、知的財産登録簿への登録を出願することができる。

商号の登録は、無期限とし、商号を使用する会社又は事業所とともに失効する。これは、所有者の請求により、いつでも取り消すことができる。

商号は、対応する公的登録簿への商人並びに民間及び営利会社の記録に関する規定を害することなく、それから生じる権利を害することなく、知的財産登録簿に登録される。

#### 第68条 商号の登録の手続

商号及びその修正又は取消しは、適宜、商標登録について定められた手続に従って登録され、所定の手数料の納付を条件とする。登録局は、商号が第66条に違反するか否かを確認する。

商標に使用される商品及び役務の分類は、商号の登録には適用されない。

#### 第69条 商号の移転

商号は、当該商号を使用する企業又は事業所若しくは当該企業又は事業所の全部又は一部とともにのみ移転することができる。

登録又は出願された商号の移転は、適宜、商標の移転に適用される手続に従って、知的財産登録簿に登録され、同等の手数料の納付を条件とする。

## 第2章 記章

### 第70条 記章の保護

記章の保護及び登録は、商号に関する規定によって規制される。

## 第8編 地理的表示全般

### 第1章 地理的表示全般

#### 第71条 地理的表示の使用

地理的表示は、当該表示が虚偽であり又は商品若しくは役務の原産の領域、地域若しくは地方について文字通り真正であっても、公衆に対し、当該商品若しくは役務の原産地について虚偽の若しくは誤認させる概念を表示若しくは示唆する場合又は使用が商品若しくは役務の原産地、出所、特性若しくは品質に関して公衆を誤認させる若しくは公衆の間に混同を引き起こす虞がある場合は、商品又は役務の指定又は提示に関連する手段に取引上使用することができない。また、地理的表示は、パリ条約第10条の2によって定義された不正競争行為を構成する方法により使用することもできない。

#### 第72条 広告の使用

商品又は役務の販売、展示又は提供に関する広告又は商業書類での地理的表示の使用において、商品の地理的出所に関して誤認させる又は混同を引き起こす虞がある表示を使用することは、商品若しくは役務が地理的表示によって指定された場所を原産地としないことを理由として又は商品若しくは役務の真正の原産地が表示されている場合であっても、これが公衆の間に混同を生じる虞もある場合は、禁止される。また、「等級」、「種類」、「様式」、「模倣品」又は類似のものなどの表現も、商標登録のために認められない。

#### 第73条 商人に関する表示

商人は、国外に由来する場合であっても、自らが販売する商品又は役務において、その名称又は宛先を表示することができる。ただし、当該名称又は宛先には、十分に目立つ文字による、商品の製造若しくは生産国若しくは製造若しくは生産地についての具体的な言及又はその真正の原産地に関する誤りを回避するのに十分である別の言及を添えることを条件とする。

## 第2章 原産地名称及び地理的表示

### 第74条 原産地名称及び地理的表示の登録

登録局は、原産地名称及び地理的表示の登録簿を備える。国内又は外国の原産地名称及び地理的表示は、原産地名称若しくは地理的表示が対応する地域若しくは地方に生産若しくは製造所が所在する1若しくは複数の生産者、製造者若しくは職人の請求により又は権限のある公的当局の請求により登録される。

同音異義の地理的表示又は原産地名称の場合は、保護は、第71条第1段落の規定に従うことを条件として、各表示又は名称に付与される。規則は、関係する商品が平等な取扱いを受け、消費者を誤認させないことを確保する必要性を考慮して、当該同音異義の表示又は名称を区別するための条件を定める。

### 第75条 登録に関する禁止事項

正当な利害関係を有する者による請求に従って又は職権により、登録局は、次の標章を原産地名称又は地理的表示として登録することはできない。

- (a) 第2条に含まれる原産地名称又は地理的表示の定義に適合しない標章
- (b) 公序良俗に反する又はそれぞれの商品の地理的産地、性質、製造方法、特性若しくは品質若しくは使用若しくは消費への適合性に関して公衆を誤認させる虞がある標章
- (c) 商品の共通又は一般名称である標章。名称は、この種類の製品に精通している者及び一般公衆によって共通又は一般的とみなされる場合は、共通又は一般的とみなされる。
- (d) 善意で出願された係属中の出願又は登録の対象である商標、地理的表示又は原産地名称との混同を引き起こす虞がある標章
- (e) 先の日付から、第17条に従って、その登録を受けることにつき、より優位な権利を有する第三者によって、同一の商品若しくは役務に又は使用されているそれぞれの商標、地理的表示若しくは原産地名称によって識別される商品若しくは役務を連想させる虞がある商品若しくは役務に使用されている商標又は地理的表示若しくは原産地名称との混同を引き起こす虞がある標章

原産地名称又は地理的表示は、それぞれの商品の一般名称又は当該商品に関連する表現とともに登録することができるが、保護は、一般名称又は当該商品に関連する表現には及ばない。

### 第76条 登録出願

原産地名称又は地理的表示の登録出願には、次の事項を表示する。

- (a) 出願人の名称、宛先及び国籍並びにその生産又は製造所の所在地
  - (b) 出願された原産地名称又は地理的表示
  - (c) 原産地名称又は地理的表示が言及する地理的産地
  - (d) 原産地名称又は地理的表示が使用される商品又は役務
  - (e) 原産地名称又は地理的表示が使用される商品又は役務の本質的な品質又は特性の概観
- 地理的表示又は原産地名称の登録出願は、公的当局が登録を求める場合を除き、所定の手数料の納付を条件とする。外国の公的当局の場合は、この免除は、相互主義に従うことを条件とする。

## 第 77 条 登録手続

原産地名称又は地理的表示の登録出願は、次の事項を確認するために審査される。

- (a) 第 76 条及び対応する規制規定の要件を満たすか否か
- (b) 出願された原産地名称又は地理的表示が第 75 条第 1 段落に規定する禁止事項の何れかの対象でないか否か

原産地名称及び地理的表示の審査及び登録に関する手続は、適宜、商標の登録に関する規定を準用する。

## 第 78 条 登録の付与

原産地名称又は地理的表示の登録を付与する決定及び対応する登録には、次の事項を表示する。

- (a) 生産者、製造者又は職人が名称又は地理的表示を使用する権利を有する画定された地理的生産区域
- (b) 原産地名称又は地理的表示が適用される商品又は役務
- (c) 原産地名称又は地理的表示が適用される商品又は役務の本質的な品質又は特性。ただし、商品若しくは役務の性質又はその他の事情を理由として、当該特性を明記することができない場合を除く。

原産地名称及び地理的表示の登録は、官報に公告される。

## 第 79 条 存続期間及び訂正

原産地名称又は地理的表示の登録は、無期限の存続期間を有する。登録は、第 78 条第 1 段落にいう事項の何れかの変更があった場合は、いつでも訂正することができる。登録の訂正は、必要な手数料の納付を条件とし、適宜、原産地名称及び地理的表示の登録について定められた手続に従うことを条件とする。

## 第 80 条 原産地名称又は地理的表示を使用する権利

登録された原産地名称又は地理的表示を商業的に使用することを許諾された生産者、製造者又は職人に限り、当該名称又は表示の近傍に、「原産地名称」又は「地理的表示」という表現を使用することができる。

登録された原産地名称又は地理的表示を使用する権利に関する訴訟手続は、裁判所に提起する。

第 26 条及び第 73 条の規定は、適宜、登録された原産地名称及び地理的表示に適用される。

## 第 81 条 登録の取消し

正当な利害関係を有する者の請求により、登録局は、第 75 条に定める禁止事項の何れかの対象であることが証明された場合又は原産地名称若しくは地理的表示が、第 78 条第 1 段落に従って、それぞれの登録に表示されている方法に対応しない方法により取引上使用された場合は、原産地名称又は地理的表示の登録を取消す。

## 第9編 共通規則

### 第1章 手続

#### 第82条 代理

知的財産権の出願人又は所有者がコスタリカ国外にその住所又は本拠地を有する場合は、その者は、国内に住所を有する代理人によって代理される。

出願人は、自ら、弁護士若しくは公証人の助けを借りて又は代理人を通じて、登録局とやり取りすることができる。代理人は、第82条の2の要件に従って、対応する委任状を提出する。前記委任状が知的財産登録簿に記録される場合は、登録簿には、商標の包袋、その名称、出願番号又は登録番号を明記する。代理人は、最初に授権された権限の限度まで行為することができる。

知的財産登録官が重大、かつ、緊急と判断した場合、当該登録官が認定する弁護士である非公式代理人による代理を認めることができる。この代理人は、十分な保証を提供し、当該保証は、相手方の潜在的損害を補填できる程度に十分でなければならない。これは、利害関係者が代理による行為を承認しない場合に適用される。

#### 第82条の2 知的財産に関する委任状

知的財産に関連する行為の何れかに関して自然人又は法人の代理として行為するための要件は、最低限の手続としては認証された委任状による本人の授権とし、何れの場合も、登録を必要としない。

委任状が他国を対象とする場合は、委任状は、それを付与する国の国内法に従って様式化することができる、認証を受ける。

別段の定めがない限り、すべての代理人は、関連する知的財産権又は工業所有権の所有者に対し、登録、申請、更新、譲渡、ライセンス、その他の適用可能な行為並びに行政手続き及び司法手続きにおける権利の保全又は擁護など、あらゆる場合及び事件において、あらゆる当局、事務所又は公的登記所において、法律により認められているすべての行為を遂行する権限を有する十分な資格を有するものとみなされる。

#### 第83条 請求の併合

補正又は訂正がすべてについて同一である場合は、単一の申請において、2以上の出願又は2以上の登録の補正又は訂正を請求することができる。

譲渡人及び譲受人がすべてについて同一である場合は、単一の申請において、2以上の係属中の出願又は2以上の登録の所有権の移転の記録を請求することができる。この規定は、適宜、登録又は出願された識別標章の使用のライセンスの記録に適用される。

前2段落の規定に従って、申請人は、補正、訂正又は記録が行われる登録又は出願の各々を特定する。対応する手数料は、関係する出願又は登録の数に基づいて納付する。

#### 第84条 無効の宣言の効果

登録の無効の宣言は、関係する宣言に規定する条件又は例外を害することなく、それぞれの付与日に遡って適用される。

使用のライセンスが付与された登録の無効が宣言された場合は、使用許諾者は、使用権者が行った支払を返金する義務を負わない。ただし、使用権者がライセンスから利益を得ていない場合はこの限りでない。

#### **第 85 条 放棄**

本法により行われた登録出願及び訴訟は、関係当事者への最後の通知から 6 月の期間内に行われなかった場合は、放棄されたものとみなされ、法によって失効する。

## 第2章 登録簿及び公告

### 第86条 決定の記録及び公告

登録局は、対応する登録簿に、登録の無効、取下げ、放棄又は取消しに関する決定を登録し、それを1回に限り、利害関係人の費用負担で官報に公告する。

### 第87条 登録簿の閲覧

知的財産登録簿は、公開される。何人も、第94条に定める手数料を納付して、その写しを取得することができる。

### 第88条 ファイルの閲覧

何人も、登録局の施設内で、登録出願のファイルを閲覧することができる。同様に、何人も、所定の手数を納付して、出願のファイルに含まれる書類の写しを取得することができる。

## 第3章 分類

### 第89条 商品及び役務の分類

標章が登録される商品及び役務を分類する目的で、世界知的所有権機関の標章の登録のための商品及び役務の国際分類が適用される。

商品又は役務をどの区分に分類すべきかについての疑義は、登録局によって解決される。

商品及び役務は、登録局の登録簿又は公告において、第1段落にいう分類の同一の類に属していたとしても類似しているとはみなされない。

商品及び役務は、登録局の登録簿又は公告において、第1段落にいう分類の異なる類に属していたとしても異なるとはみなされない。

### 第90条 図形要素の分類

標章の図形要素を分類するときは、登録局は、世界知的所有権機関の標章の図形要素の国際分類、世界知的所有権機関、WIPO を設立する条約、1980年9月18日付け法律第6468号を適用する。

## 第 10 編 登録局

### 第 91 条 登録局の権限

本法の適用上、知的財産の管理は、国家登録局の一部を成す登録局の責任とする。

### 第 92 条 登録官の職務

登録官及びその命令下にある職員が、登録局に対して、自己のために又は第三者の代理として、直接的又は間接的に事件を処理することは禁止される。

登録局の職員及び従業者は、そのすべての行為において厳格な公平性を遵守する。

本条の規定の違反は、対応する法律及び規則に従って罰せられる。

### 第 93 条 登録局の書類の利用

登録局にあるファイル、書籍、登録簿その他の書類は、登録局の事務所から持ち出すことができない。すべての司法若しくは行政手続又は行政紛争に関する手続は、登録官の責任下で、当該同一の事務所において実行される。前述の事情の例外は、必要に応じて、裁判における十分な裏付けがある裁判所命令を必要とする。

利害関係人の請求により、登録官は、手続においてその者が登録局に提出した書類であって、保管する必要がないものを返却することができる。当該書類は返却され、書類の認証された写真複写が利害関係人の費用負担で作成される。

### 第 94 条 手数料

登録局によって課される手数料は、次の通りとする。

- (a) 分類の各類における標章の記録に対して：50 米ドル
- (b) 各商号の記録に対して：50 米ドル
- (c) 広告の各表現又は標章の記録に対して：50 米ドル
- (d) 各標章の更新に対して：50 米ドル
- (e) 標章の移転、使用のライセンス許諾、名称変更又は取消しに対して：各国際分類につき 25 米ドル(法律第 8632 号による改正)
- (f) 各商号、広告用表現又は標章の移転、名称変更又は取消しに対して：25 米ドル
- (g) 更新登録証又はその他の類似の書類の登録又は複写に対して：25 米ドル
- (h) 各異議申立の提出に対して：25 米ドル
- (i) 出願の各補正又は訂正に対して：25 米ドル(法律第 8632 号による追加)
- (j) 各分割出願に対して：50 米ドル
- (k) 原産地名称又は地理的表示の各出願に対して：50 米ドル
- (l) 6 月の猶予期間中の更新に対する割増手数料として：25 米ドル
- (m) 各類における各識別標章の無効又は取消申請に対して：25 米ドル

### 第 95 条 手数料として受領される金額の使用

登録局が手数料として毎年受領する金額は、次の通り分配される。

- (a) コスタリカ出版局に 40 パーセント。これは、1959 年 6 月 10 日付け法律第 2366 号及びその改正法令の規定に従って、国家補助金として確保される。

- (b) 科学技術に関する著作物の制作のため、コスタリカ工科大学出版局に 10 パーセント
  - (c) 国家登録局の登録局の年間費用の全額を賄うために 30 パーセント。登録局は、対応する年間予算を、その承認及び適正な執行のために国家登録局行政委員会に提出する。
  - (d) 知的財産の研究及び研修のため、国家登録局行政委員会に 20 パーセントが割り当てられる。予算の目的で、これらの投資は、財務省が国家登録局に割り当てる有効年間支出の限度及び指針から除外され、国家登録局は、予算当局による予算上限の対象とされることなく、国家登録局行政委員会の通常予算とは別個にその予算を計上する。
- 本法が定める職務に加えて、登録局は、その局長として、知的財産権行使のための手続に関する法律に定める条件に基づいて、予防措置を命じることができる。

## 第 11 編 最終及び経過規定

### 第 96 条 規則

行政府は、本法に基づく規則をその公布後 1 月以内に発令する。

### **経過規定 1 係属中の商標出願**

本法の施行日に係属中であった標章の登録出願又は更新申請は、従前の制度に従って引き続き手続がなされる。ただし、付与された登録及び更新は、本文書の規定に従うことを条件とする。商標の使用に関して、第 39 条による商標が登録されている期間は、本法の施行から開始する。

### **経過規定 2 既存の登録**

従前の制度に基づいて登録された商標その他の識別標章は、本文書及び対応する規則の規定に準拠し、これは、本法の施行日から適用される。ただし、商標の不使用に起因する取消手続は、当該日から 5 年が経過するまで提起することができない。

### **経過規定 3 提起された訴訟手続**

本法の施行前に既に提起されていた訴訟手続は、それが提起された際の規定に従って、解決されるまで遂行される。

### **経過規定 4 第 89 条の文書**

前述の第 89 条第 1 段落及び第 4 段落に示す分類規則は、暫定的なものとし、国際文書の採択のための憲法上の手続の完了により完全に施行される。